公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３８号
秋田県能代市元町15番33号　メゾン・ド・菅原三八　Ｃ―202号
債務者　岸部　葉子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１４９号
茨城県稲敷市西代421番地、前住所千葉県香取市佐原イ2652番地
債務者　知野　吉寿
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
兵庫県川西市萩原１丁目10番15―406号
債務者　中村　潤哉
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
兵庫県伊丹市中野東１丁目１番地　市住玉田７―713号
債務者　中村真砂子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５７５号
兵庫県尼崎市南清水10番20号青山文化
債務者　西川小百合
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０９号
兵庫県西宮市羽衣町３番14―302号、前住所兵庫県西宮市樋之池町27番53―302号
債務者　森　　浩江
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１８号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目11番29号
債務者　辻森　伸江
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８６号
北九州市八幡西区南王子町５番５号　107
債務者　小野　輝孝
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７３号
佐賀県唐津市西唐津１丁目6151番地14
債務者　藤崎　敏樹
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３５１号
大分市明野北４丁目８番Ｃ―204号
債務者　坂井　功一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８４６号
名古屋市千種区下方町６丁目94番地の７　ラセゾン千種102号
債務者　前田　浩一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番14―304号
債務者　中澤　　元
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番14―304号
債務者　中澤　末子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４９号
神戸市東灘区岡本８丁目２番31号　喜田ハイツ201号、従前の住所神戸市東灘区本山南町８丁目６番８号　アモンコートⅡ411号
債務者　足達　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０２号
神戸市東灘区深江本町３丁目２番５号　深江イースト101号
債務者　簑田　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４４号
兵庫県三木市吉川町大畑210番地
債務者　板倉タキ子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部